様式第47の2 (第87条関係)

## 特別供給条件認可申請書

年 月 日

○○経済産業局長

名 殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号。以下「改正法」という。)附則第28条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法(昭和29年法律第51号)第37条の6の2ただし書の規定により、次のとおり指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合に おいて、署名は必ず本人が自署するものとする。 別紙

## 料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃいます。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付けを受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払に困難な事情があると判断したガスの使用者から当社にお申し出があった場合には、当該使用者に対して、既認可の供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払に困難な事情があると判断したガスの使用者のガス料金の支払期限について、(以下に措置内容を記載してください。※注)。

## ※注 措置内容としては例えば以下が想定されます。

- ①:令和2年2月検針分(支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。)、3 月検針分、4月検針分の料金の支払期限日を原則として3カ月、5月検針分の料金の 支払期限日を原則として2カ月、6月検針分の料金の支払期限を原則として1か月そ れぞれ延長する。
  - (注) 2・3・4・5月検針分の支払期限日を1カ月延長している事業者が、検針対象月を6月に拡大するとともに、2・3・4月検針分の料金の支払期限日をさらに2カ月延長して合計3カ月、5月検針分の料金の支払期限日をさらに1か月延長して合計2カ月、6月検針分の料金の支払期限を1か月それぞれ延長するケース。

ただし、既認可の申請内容において、「令和2年2月検針分(支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。)」を含めていない場合は、①の記載中「2月検針分(支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。)、」を記載する必要はありません。

- ②: 令和2年2月検針分(支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。)、3 月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分の料金の支払期限日を原則としてそれぞれ1ヶ月延長する。
  - (注) 2・3・4・5月検針分の料金の支払期限日を1カ月延長している事業者が、 検針対象月を6月まで拡大するとともに、6月検針分の料金の支払期限日を 1カ月延長するケース。

ただし、既認可の申請内容において、「令和2年2月検針分(支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。)」を含めていない場合は、②の記載中「2月検針分(支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。)、」を記載する必要はありません。

- ③:令和2年2月検針分(支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。)、3 月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分、7月検針分の料金の支払期限日を 原則としてそれぞれ1ヶ月延長する。
  - (注) 2・3・4・5月検針分の料金の支払期限日を1カ月延長している事業者が、 検針対象月を6月、7月まで拡大するとともに、6月検針分、7月検針分の 料金の支払期限日を1カ月延長するケース。

ただし、既認可の申請内容において、「令和2年2月検針分(支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。)」を含めていない場合は、③の記載中「2月検針分(支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。)、」を記載する必要はありません。

(参考) 指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可が必要となる供給地点群は 以下のとおり。

No.	供給地点群名	所 在 地	供給地点数

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難になる事情がある 方がいらっしゃいます。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ経済産業省からガス料金の支払 期日の延長等について、ガス事業者に対して改めて要請がされております。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた需要家等から当社に申し出があった場合には、ガス料金の支払期限の延長等の対応ができるよう、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、 検討することといたします。